

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 広島市西区南観音四丁目10番22号

氏 名 共栄美装株式会社

代表取締役 沖本 頼政

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

広島市長 松 井 一 貴



許可の年月日 令和 5年 5月 21日

許可の有効期限 令和 10年 5月 20日

1. 事業の範囲

区 分	産業廃棄物の種類
	裏面のとおり

2. 積替え又は保管を行うすべての場所
別添検査済証のとおり。

3. 許可の条件

4. 許可の更新・変更の状況

年月日	更新・変更の別	年月日	更新・変更の別
H15. 4. 30	更新許可	H25. 5. 23	更新許可
H15. 9. 25	変更許可	H30. 5. 29	更新許可
H20. 5. 26	更新許可	R 5. 6. 8	更新許可

5. 規則第10条の1・2第2項の規定による許可証の提出の有無 有

6. 備考

1. 事業の範囲

区 分	産 業 廃 棄 物 の 種 類
収 集 運 搬 (積替・保管を含む) この欄以下余白	廃油（揮発油類、灯油類、軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。） 廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。） 廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。） 感染性産業廃棄物。この欄以下余白
収 集 運 搬 (積替・保管を含まない) 以 下 余 白	廃油（揮発油類、灯油類、軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。） 廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。） 廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。） 感染性産業廃棄物 廃石綿等 燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。） 汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、有機燐化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、ベンゼン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。） 廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。） 廃酸（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、有機燐化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、ベンゼン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。） 廃アルカリ（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、有機燐化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、ベンゼン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。） ばいじん（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）以下余白